

広島市建設汚泥の自ら利用に関する指導指針

制定 平成20年3月31日

(目的)

第1条 この指針は、建設工事で発生する汚泥（以下「建設汚泥」という。）を、排出事業者が自ら再生利用する（以下「自ら利用」という。）場合における手続き等を定めることにより、建設汚泥の再生利用を促進し、最終処分場への搬出量の削減及び不適正処理の防止を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 この指針は、広島市内で行われる工事のうち、国、広島県、広島高速道路公社及び広島市が発注する工事に係る建設汚泥に適用する。

(関係者の責務)

第3条 発注者及び元請業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び関係法令を遵守するほか、次の各号及び別に定める基準（以下「基準等」という。）に従わなければならない。

- (1) 建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針（平成17年7月25日、環境省）
- (2) 建設汚泥処理土利用技術基準（平成18年6月12日、国土交通省）

(建設汚泥自ら利用事前協議書の提出)

第4条 発注者は、建設汚泥の自ら利用を計画する場合は、当該工事の発注までに建設汚泥自ら利用事前協議書（様式第1号）を提出し、市長と協議するものとする。ただし、工事発注後に建設汚泥の自ら利用を計画した場合で、市長が必要ないと認めたときは、この限りではない。

(建設汚泥自ら利用事業計画書の提出)

第5条 元請業者は、建設汚泥の自ら利用を実施する場合は、当該工事の着手までに建設汚泥自ら利用事業計画書（様式第2号（以下「事業計画書」という。））を市長へ提出するものとする。

- 2 市長は、前項の事業計画書が第3条の基準等に適合しているときは、その旨を書面（様式第3号）で通知するものとする。
- 3 元請業者は、第1項の事業計画書の内容に変更が生じたときは、速やかに建設汚泥自ら利用事業内容変更届出書（様式第4号）を市長へ提出するものとする。ただし、市長が必要ないと認めたときは、この限りではない。

(建設汚泥自ら利用終了報告書の提出)

第6条 元請業者は、前条第1項の事業計画書に係る建設汚泥の自ら利用が終了したときは、速やかに建設汚泥自ら利用終了報告書（様式第5号）を市長へ提出するものとする。

附 則

この指針は平成20年4月1日から施行する。